

資料7

部会決議報告

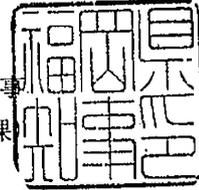
烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について



7自第99.8号
令和7年8月29日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事
(環境部自然環境課)



鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諮問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。とされている。

鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区については、令和7年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き鳥類の集団繁殖地の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。



7 福環審第8号
令和7年9月30日

福岡県知事 殿

福岡県環境審議会会長



烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申）

令和7年8月29日付7自第998号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申
します。

記

烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定については、適当である。

烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

(1) 特別保護地区の名称

烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域及び面積

糸島市志摩姫島に所在する烏帽子島全域

総面積 1 h a

(3) 特別保護地区の存続期間

令和7年11月15日から令和17年11月14日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 特別保護地区指定の理由

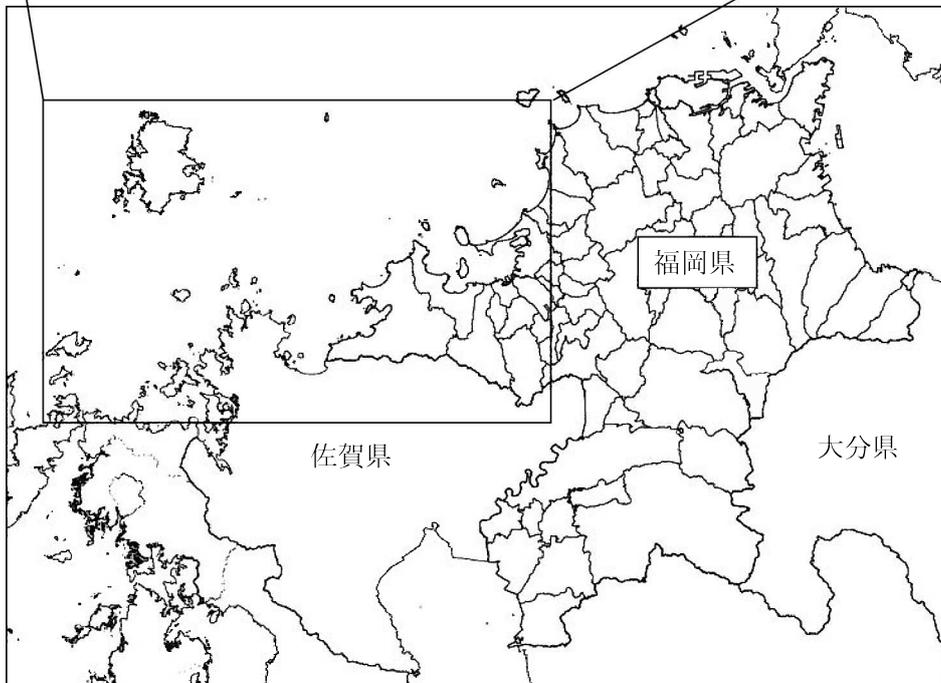
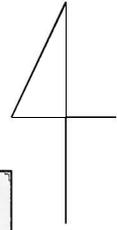
烏帽子島鳥獣保護区は、糸島半島と壱岐島とのほぼ中間の玄界灘に位置し、周囲約800m、海拔42mの小さな岩礁であり、植生はほとんど見られない。また、当該区域の周囲は海食崖の直立海岸であり頂部には無人灯台がある。この灯台に登るためにつくられた道の石垣及び灯台の基礎の石垣が、福岡県レッドデータブック2024において絶滅危惧ⅠA類とされており、国の天然記念物でもあるカンムリウミスズメの営巣場所となっている。

このため、当該区域の全域が特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域で繁殖する鳥獣及びその繁殖地の保護を図るものである。

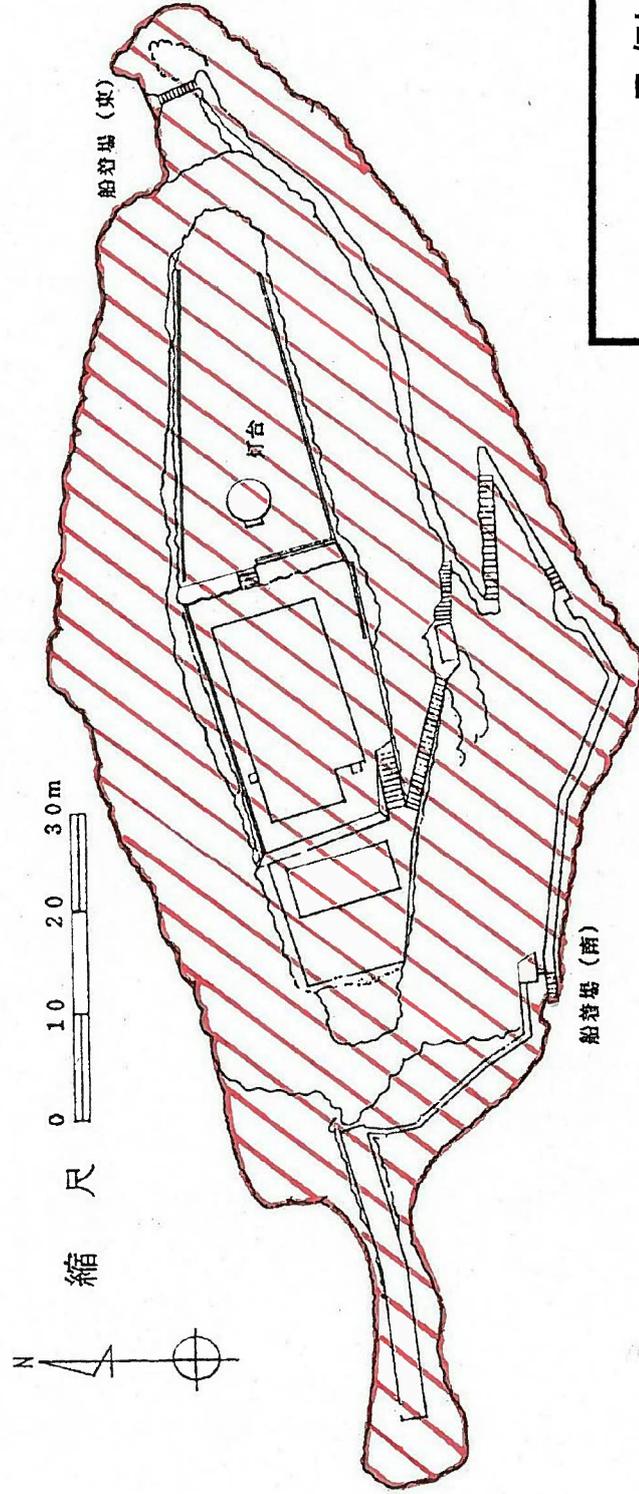
(6) 保護管理方針

当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区位置図



烏帽子島鳥獸保護区区域図



凡例	
	鳥獸保護区
	特別保護地区